

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2024年4月1日)

現 行	改正後
<p data-bbox="300 376 611 450">店頭 CFD 取引 契約約款 (トライオート ETF)</p> <p data-bbox="142 495 767 685">本約款は、お客様とインヴァスト証券株式会社(以下、「当社」といいます。)との間で行う店頭CFD取引「<u>トライオートETF</u>」(以下、「本取引」といいます。)に係る権利義務関係について定めたものです。</p> <p data-bbox="129 730 308 763">第1条 (約諾)</p> <p data-bbox="154 772 767 1164">お客様は、<u>当社のホームページ上で提供される勧誘方針、個人情報の利用目的、個人情報保護宣言(プライバシー・ポリシー)、取引報告書等の電子交付に関する同意書、店頭デリバティブ取引に係るご注意、トライオートETF 取引説明書(以下、「説明書」といいます。)、本約款、反社会的勢力でないことの確約書および確認書を熟読し、かつ、十分に理解したうえで、お客様ご自身の責任と判断で取引を行うことに同意し、当社に対し本取引の開始を申込みものとします。</u></p> <p data-bbox="400 1727 507 1760">(省 略)</p> <p data-bbox="148 1809 767 1957">3. 当社は、本取引にて発生するお客様の損益金、<u>金利調整額、分配相当額、貸株料調整額</u>および金銭の受払いを、全て本口座で処理するものとします。</p>	<p data-bbox="892 376 1378 450">店頭 CFD 取引 契約約款 (<u>トライオートETF、トライオートCFD</u>)</p> <p data-bbox="825 495 1450 685">本約款は、お客様とインヴァスト証券株式会社(以下、「当社」といいます。)との間で行う店頭CFD取引「<u>トライオートETF</u>」および「<u>トライオートCFD</u>」(以下、「本取引」といいます。)に係る権利義務関係について定めたものです。</p> <p data-bbox="812 730 991 763">第1条 (約諾)</p> <p data-bbox="837 772 1450 963">お客様は、<u>当社ホームページの口座開設お申込みフォームにある以下の書面等について熟読し、かつ、十分に理解したうえで、同意・承諾いただき、当社に対し本取引の開始を申込みものとします。</u></p> <ul data-bbox="837 972 1450 1682" style="list-style-type: none">• <u>取引報告書等の電子交付に関する同意書</u>• <u>勧誘方針、個人情報および個人番号の利用目的、個人情報保護宣言</u>• <u>店頭外国為替証拠金取引・店頭CFD取引に係るご注意</u>• <u>トライオートETF取引説明書(契約締結前交付書面)(以下、「説明書」といいます。)</u>• <u>トライオートCFD取引説明書(契約締結前交付書面)(以下、「説明書」といいます。)</u>• <u>店頭CFD取引 契約約款(本約款)</u>• <u>反社会的勢力でないことの確約書</u>• <u>外国政府等の重要な公人(Politically Exposed Persons)に係る確認書</u>• <u>確認書(トライオートETF、トライオートCFD)</u>• <u>店頭CFD取引に関するご確認事項</u>• <u>トライオートETFに関するご確認事項</u>• <u>トライオートCFDに関するご確認事項</u>• <u>米国納税義務に関するご確認事項</u> <p data-bbox="1054 1727 1222 1760">(現行どおり)</p> <p data-bbox="831 1809 1450 1921">3. 当社は、本取引にて発生するお客様の損益金および金銭の受払いを、全て本口座で処理するものとします。</p> <p data-bbox="866 1930 1450 2004">※<u>トライオートETFは、別途金利調整額、貸株料調整額、分配相当額の受払いが発生します。</u></p> <p data-bbox="866 2013 1450 2087">※<u>トライオートCFDは、別途金利・配当相当額の受払いが発生します。</u></p>

現 行	改正後
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認)</p> <p>お客様は、本取引を行うにあたり、<u>当社よりあらかじめ受領した店頭デリバティブ取引に係るご注意、説明書、本約款および確認書を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、自己の判断と責任において本取引を行うもの</u>とします。</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認)</p> <p>お客様は、本取引を行うにあたり、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(4) 本取引は、相対取引であり、お客様には、当社を相手方としてお取引いただきます。一方で当社は、お客様を相手方として成立した取引を、カバー取引先金融機関（以下、「カバー先」といいます。）を通じて<u>カバーと反対売買</u>をします。そのため、当社、もしくはカバー先の経営・財務状況の変化および原市場の状況、それらに関する外部評価の変化等により、お客様のお取引の機会が制限され、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあること。</p> <p>(5) 本取引は、建玉を翌営業日に持ち越すことにより、<u>金利調整額の支払いが発生</u>します。売建玉については貸株料調整額の支払い<u>も合わせて</u>発生します。</p> <p>(6) 当社が取り扱う銘柄においては、各取引所やカバー先の需給等の状況によって、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。また、上場投資信託 (ETF) および上場投資証券 (ETN) が、各取引所の定める上場廃止基準に該当する場合、上場廃止になる可能性があること。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引自体が困難または不可能となるおそれがあること。</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(4) 本取引は、相対取引であり、お客様には、当社を相手方としてお取引いただきます。一方で当社は、お客様を相手方として成立した取引を、カバー取引先金融機関（以下、「カバー先」といいます。）を通じて<u>カバー(反対売買)</u>をします。そのため、当社、もしくはカバー先の経営・財務状況の変化および原市場の状況、それらに関する外部評価の変化等により、お客様のお取引の機会が制限され、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあること。</p> <p>(5) 本取引は、建玉を翌営業日に持ち越すことにより、<u>金利等調整額の受払い※が発生することにより損失が生じる可能性があること。</u> <u>※トライオートETFは、金利調整額および売建玉については貸株料調整額の支払いが発生</u>します。 <u>※トライオートCFDは、金利・配当相当額の受払いが発生</u>します。</p> <p>(6) 当社が取り扱う銘柄においては、各取引所やカバー先の需給等の状況によって、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引自体が困難または不可能となるおそれがあること。また、<u>トライオートETFで取り扱う</u>上場投資信託 (ETF) および上場投資証券 (ETN) が、各取引所の定める上場廃止基準に該当する場合、上場廃止になる可能性があること。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第12条 (取引価格)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第12条 (取引価格)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行	改正後
<p>3. <u>マーケットの流動性が著しく低下する場合、価格提示履歴に記載のない不利な価格で約定することがあることをお客様はあらかじめ了承するものとします。また、バグレート（異常値）の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>3. バグレート（異常値）の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>第26条（解約）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p><u>(10) その他説明書に記載の解約事項に該当したとき。</u></p>	<p>第26条（解約）</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第27条（免責事項）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(11) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、<u>住所もしくは事務所の所在地、印章もしくは署名鑑、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠ったことにより生じる損害</u></p> <p style="text-align: center;">(以下、省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第27条（免責事項）</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(11) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、<u>印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠ったことにより生じる損害</u></p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: right;">2023年12月13日作成 2023年12月18日交付</p>	<p style="text-align: right;">2024年3月27日作成 2024年4月1日交付</p>